

## 固定資産の使用者を所有者とみなす課税について

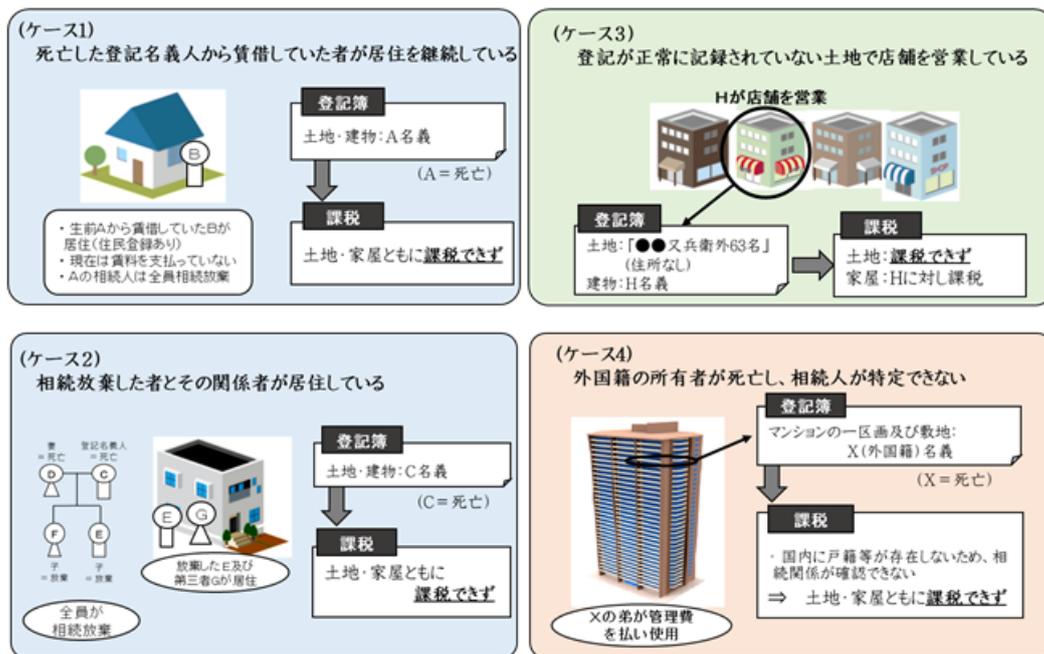
固定資産税・都市計画税は原則として、登記簿等に所有者として登記または登録されている人に対し課税されます。

しかし、所有者が正常に登記されていないことや相続人による相続放棄等によって、調査を尽くしてもなお所有者が特定できないケースがあります。

この場合、固定資産を使用している人がいるにもかかわらず、使用者に対して課税ができず、公平性の観点から問題となっていました。

このような問題から、地方税法が一部改正され、令和3年度課税分より、使用者を所有者とみなして固定資産税・都市計画税を課税することが可能となりました。(地方税法第343条第5項)

### 【参考】所有者が存在・特定できないため課税できないケース(例)



【総務省 HP より】

### ●所有者調査の具体例

- ・当該固定資産の登記事項証明書記載の所有者を確認する。
- ・当該固定資産の使用者に対し、登記事項証明書記載の所有者の情報を確認する。

などがあります。